

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月26日
【会社名】	インターライフホールディングス株式会社
【英訳名】	INTERLIFE HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 郷野 真弘
【本店の所在の場所】	東京都北区田端新町二丁目4番7号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社日商インターライフ 執行役員経理部長 正野 達好
【最寄りの連絡場所】	東京都北区田端新町二丁目4番7号 株式会社日商インターライフ
【電話番号】	03 3810 7111
【事務連絡者氏名】	株式会社日商インターライフ 執行役員経理部長 正野 達好
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	2,509,108,071円（注）
（注）本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社日商インターライフの平成22年3月20日における株 主資本の額（簿価）を記載しております。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,280,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1 株式会社日商インターライフの発行済株式総数(平成22年3月20日)に基づいて記載しており、実際に持株会社たるインターライフホールディングス株式会社(以下「当社」という。)が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、株式会社日商インターライフの平成22年4月20日開催の取締役会決議(株式移転計画の承認)、平成22年4月30日開催の取締役会決議(株式移転計画の定時株主総会への付議)及び平成22年6月11日開催予定の株式会社日商インターライフの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行する予定であります。
- 3 株式会社日商インターライフは、当社の株式について、株式会社大阪証券取引所(JASDAQ市場)に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。

- (注) 1 普通株式は、当社成立の日の前日における株式会社日商インターライフの最終の株主名簿に記録された株主に、その保有する株式会社日商インターライフの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本書提出日において未確定であります。株式会社日商インターライフの平成22年3月20日における株主資本の額は2,509,108,071円であり、発行価額の総額のうち2,500,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、株式会社大阪証券取引所(JASDAQ市場)への上場申請手続を行い、いわゆるテクニカル上場(株券上場審査基準第3条第5項第3号)により平成22年10月5日より株式会社大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

大阪証券取引所(JASDAQ市場)への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における募集株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、大阪証券取引所(JASDAQ市場)への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 株式移転の目的および理由

日商インターライフグループ（以下、当グループ）は主力事業として内装工事業を営んでおりますが、内装工事業とシナジーを発揮できる事業を当グループに加えることにより内装工事業の競争力を強化して、昨今の厳しい事業環境の下でも成長し続けたいと考えております。

そのため、昨年、清掃・メンテナンス事業を営んでいるファシリティーマネジメント株式会社をグループ会社としたの続き、平成22年4月1日に人材派遣事業を営むディーナネットワーク株式会社をグループ会社とし、内装工事業の顧客に対して工事後も継続的なサービスを提供する「トータルサポート」ができる体制を整え

つ

つあります。

また、グループ会社として、上記会社とは別に、株式会社エヌ・アイ・エル・テレコムで情報通信事業（携帯電話の販売）を営んでおりますが、この事業は当グループの主力事業である内装工事業とは、事業の性格も異なり、株式会社日商インターライフの子会社として事業を運営することが、適切ではなくなっております。このような背景から、当グループは主に以下を目的として、純粋持株会社体制へ移行いたします。

グループ事業の展開力強化

新規事業を機動的に展開して、グループ事業を弾力的に運営するため、グループの経営戦略や経営資源の配分を立案する機能を持株会社にて行い、グループ全体の企業価値向上を目指します。

各事業に合う組織、人事制度の導入

人事処遇、利益管理等の手法を各事業に応じたものにより、評価の適切化、人材の育成・活用を図り、やる気・やりがいを高めてまいります。

各事業の専門性の向上

持株会社体制により、各社はそれぞれの事業領域の業務遂行に集中し、専門性の発揮や対応力を強化して、事業の成長・発展を図ります。

純粋持株会社体制へ移行することにより、グループの将来の成長のため、店舗にかかわる新しい事業への取り組みも視野に入れ、各事業の競争力・収益力をアップさせ、グループの総合力を最大限発揮して企業価値の向上を目指してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	インターライフホールディングス株式会社
(2) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
(3) 本店所在地	東京都北区田端新町二丁目4番7号

(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長	郷野真弘	現(株)日商インターライフ代表取締役社長 現(株)エヌ・アイ・エル・テレコム代表取締役社長
	常務取締役	山中 茂	現(株)日商インターライフ常務取締役 現(株)エヌ・アイ・エル・テレコム常務取締役 現ファシリティーマネジメント(株)代表取締役社長 現ディーナネットワーク(株)取締役
	取締役	菅又 滋	現大成サービス(株)顧問
	取締役相談役	武田宣夫	現(株)日商インターライフ取締役相談役 現(株)エヌ・アイ・エル・テレコム取締役
	取締役	川連秀彦	現(株)日商インターライフ取締役 現(株)サミーデザイン代表取締役社長 現(株)エヌ・アイ・エル・テレコム取締役
	常勤社外監査役	中沼和平	現(株)日商インターライフ常勤社外監査役 現ファシリティーマネジメント(株)監査役 現(株)エヌ・アイ・エル・テレコム監査役 現ディーナネットワーク(株)監査役
	社外監査役	池田哲司	現(株)日商インターライフ社外監査役 現セガサミーホールディングス(株)執行役員グループ内部 統制・CSR推進室長兼内部監査室長
	社外監査役	江原 均	現(株)日商インターライフ社外監査役 現江原均税理士事務所所長
	補欠社外監査役	加藤雅也	現ピーアークホールディングス(株)執行役員経営企画部長
(5) 資本金	2,500百万円		
(6) 純資産（連結）	未定		
(7) 総資産（連結）	未定		
(8) 決算期	3月20日		

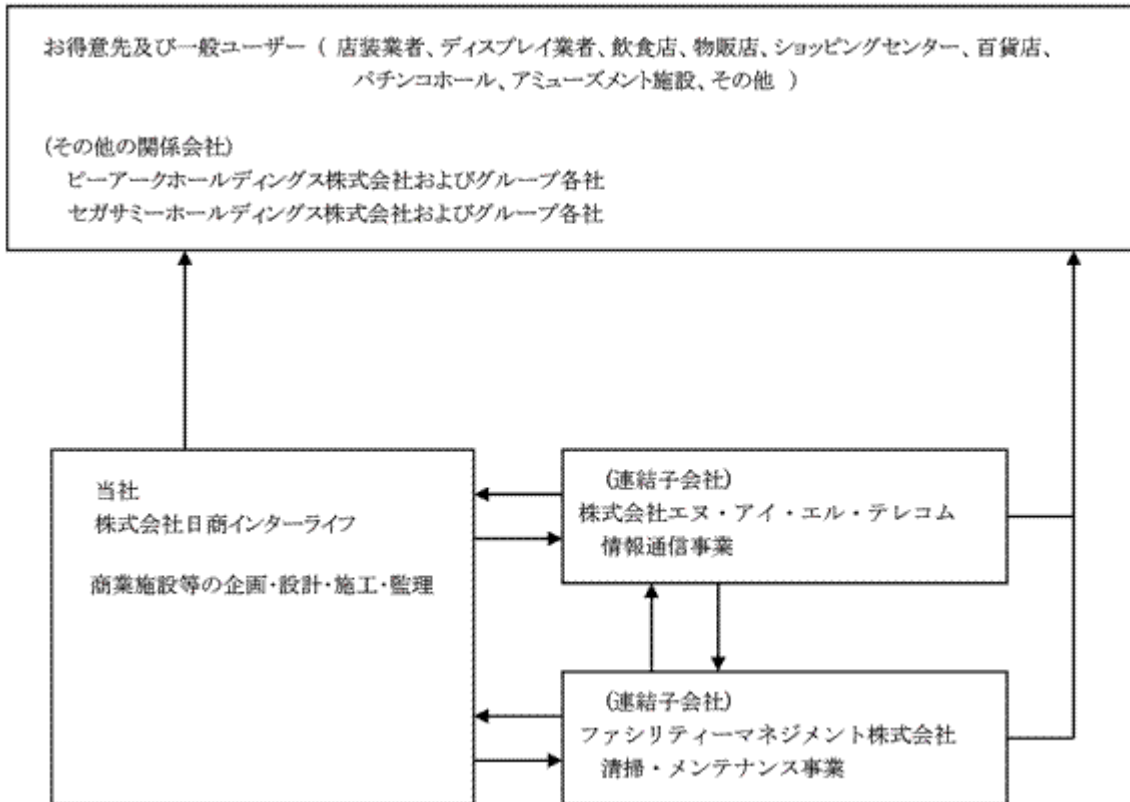
提出会社の企業集団の概要

当社と株式会社日商インターライフの状況は以下のとおりであります。

株式会社日商インターライフは、平成22年6月11日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成22年10月5日(予定)を期日として、株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立(以下「本株式移転」という。)することにしております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					役員(名)	従業員(名)			
(連結子会社) 株式会社日商インターライフ	東京都北区	2,500	内装工事事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、株式会社日商インターライフは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの最近事業年度末日時点(平成22年3月20日現在)の状況は、次のとおりであります。



(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
株式会社エヌ・アイ・エル・テレコム	東京都北区	10	情報通信事業	100	役員の兼務
ファシリティーマネジメント株式会社	東京都足立区	10	清掃・メンテナンス事業	100	役員の兼務

(2) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
ピーアークホールディングス株式会社	東京都中央区	2,388	エンターテインメントパチンコPARKを展開運営する企業グループの経営指導及び管理、それに付帯する業務	31.30	営業上の取引 エンターテインメント分野の受注を受けております。
セガサミーホールディングス株式会社	東京都港区	29,953	総合エンターテインメント企業グループの持ち株会社として、グループの経営管理及びそれに付帯する業務	20.08	監査役の兼任 エンターテインメント分野の受注を受けております。

(注) 1. セガサミーホールディングス株式会社は、有価証券報告書提出会社であります。

2. 資本金は、平成22年3月31日現在であります。

3. 議決権の被所有割合は、平成22年3月20日現在の議決権の被所有割合で算出しております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、株式会社日商インターライフは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役および監査役は、株式会社日商インターライフおよび当グループ各社の取締役および監査役を兼任する予定であります。

取引関係

当社の完全子会社である株式会社日商インターライフと関係会社の取引関係は、前期「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

株式会社日商インターライフは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成22年10月5日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下、「本株式移転計画」という。)を平成22年4月20日開催の同社の取締役会において決定し、その一部変更を平成22年4月21日開催の同社取締役会において決定いたしました。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

株式移転計画書

株式会社日商インターライフ(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙「インターライフホールディングス株式会社 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「インターライフホールディングス株式会社」とし、英文では「INTERLIFE HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都北区とする。(本店の所在場所は東京都北区田端新町二丁目4番7号)

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、61,120,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「インターライフホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立に際して取締役となる者の氏名は次のとおりとする。

郷野真弘

山中 茂

菅又 滋

武田宣夫

川連秀彦

2. 乙の設立に際して監査役となる者の氏名は次のとおりとする。

中沼和平

池田哲司

江原 均

加藤雅也(補欠社外監査役)

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

仰星監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、第5条に定める乙の成立の日の前日の甲の最終の株主名簿に記録された甲の株主(ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りの請求をする甲の株主については、当該株主に代えて、甲が株主として記録されているものとみなす。)に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株を割当交付する。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

2,500百万円

(2) 資本準備金の額

0円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) 資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) 利益剰余金の額

0円

（乙の成立の日）

第5条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成22年10月5日とする。ただし、本株式移転の
手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第6条 甲は、平成22年6月11日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

（乙の上場証券取引所）

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の大阪証券取引所（JASDAQ市場）への上場を予定する。

（乙の株主名簿管理人）

第8条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

（事情変更）

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

本株式移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成22年4月20日

甲：東京都北区田端新町二丁目4番7号
株式会社日商インターライフ
代表取締役社長 郷野 真弘

（別紙）

インターライフホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

（商号）

第 1 条 当社は、インターライフホールディングス株式会社と称し、英文では INTERLIFE HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

（目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 建築の企画、デザイン、設計、監理および施工
 - (2) インテリア資材の販売および室内装飾の施工
 - (3) 家具および什器備品の設計、製造および販売
 - (4) クリーン商品、備品、消耗品の販売およびレンタル
 - (5) 建物内外の清掃請負および管理
 - (6) 建物および空調設備機器等のメンテナンス業務
 - (7) 自動販売機の賃貸借の仲介ならびに保守および点検の請負業務
 - (8) 建物メンテナンスのフランチャイズシステムによる加盟店の募集および指導
 - (9) 次の物品の輸出入および売買
皮革製品および室内装飾品
美術工芸品、時計、宝石、貴金属、玩具、文具、書籍、雑誌、楽器、スポーツ用品、家庭用電気製品、日用大工用品、園芸用品、肥料、飼料、土壌改良剤、自動車、自動車部品、自動車用品、自転車、事務用機器および古物品
食品、酒類、たばこ、塩および日用品雑貨
化粧品、医薬品、医薬部外品および医療用具
遊戯機器、遊技用電気機器、光学機械器具、健康器具、写真用機器、火災通報装置、産業廃棄物処理機器および食品加工機
 - (10) カラオケルーム、飲食店および喫茶店の経営ならびに同業務に関するフランチャイズシステムによる加盟店の募集および指導
 - (11) ゲームセンターの運営および管理の請負
 - (12) 情報処理サービス業および情報提供サービス業ならびに電気通信事業、放送事業、広告業、出版業、映像、音響著作物の制作および販売業
 - (13) 電気通信機器の販売、輸出入、製造、加工、取付工事およびメンテナンス業
 - (14) 電気通信サービスの加入に関する代理店業務
 - (15) 市場調査および各種マーケティングリサーチ
 - (16) 各種イベントの企画、運営および実施
 - (17) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
 - (18) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (19) 労働者派遣事業
 - (20) 有料職業紹介事業
 - (21) 給与計算代行業務ならびに福利厚生事務および保険事務の請負業務
 - (22) コンサルティング業
 - (23) 総合リース業
 - (24) 金銭の貸付、債権の売買および金融業
 - (25) 有価証券等への投資および運用
 - (26) 古物の売買
 - (27) 前各号に付帯または関連する一切の事業
2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都北区に置く。

（機 関）

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告

をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、61,120,000株とする。

（自己株式の取得）

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 剰余金の配当を受ける権利
3. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
4. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
5. 次条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

（単元未満株式売渡請求）

第 10 条 当社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、「買増し」という)を請求することができる。

（株主名簿管理人）

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定めこれを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第 12 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第 13 条 当社は、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（株主の届出）

第 14 条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、その氏名、住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。ただし、署名の慣習がある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

2. 外国に居住する株主、登録株式質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社の株主名簿管理人に届け出るものとする。

第 3 章 株 主 総 会

（招 集）

第 15 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

（招集地）

第 16 条 当社の株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。

（招集者および議長）

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 18 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算

書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 19 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 20 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第 21 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

（員数）

第 22 条 当会社の取締役は、14 名以内とする。

（選任方法）

第 23 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 24 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役）

第 25 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

（業務執行）

第 26 条 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

（役付取締役）

第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（執行役員）

第 28 条 当社は、取締役会の決議に基づき若干名の執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は、取締役会の定めた方針に従い、取締役社長より委嘱された業務執行の一部を担当する。

（執行役員規程）

第 29 条 執行役員に関する事項は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める執行役員規程による。

（顧問および相談役）

第 30 条 取締役会は、その決議をもって顧問および相談役各若干名を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、当会社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

（報酬等）

第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会において定める。

（取締役会の招集者および議長）

第 32 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集手続）

第 33 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第 34 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 35 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第 36 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

（取締役会規則）

第 37 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

第 5 章 監査役および監査役会

（員数）

第 38 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

（選任方法）

第 39 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 40 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 41 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

（監査役会の招集手続）

第 42 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（監査役会の決議）

第 43 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 44 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

（監査役会規則）

第 45 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。

（報酬等）

第 46 条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。

（社外監査役との責任限定契約）

第 47 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 4 2 3 条第

1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

（選任および任期）

第 48 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 49 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て取締役会の決議により定める。

（会計監査人の責任免除）

第 50 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

（剰余金の配当等の決定機関）

第 51 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

（事業年度）

第 52 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 2 1 日から翌年 3 月 2 0 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 53 条 当社は、毎年 3 月 2 0 日または 9 月 2 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「配当金」という）をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第 54 条 配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

（設立の方法）

第 1 条 当社の設立は、会社法第 7 7 2 条の株式移転による。

（最初の事業年度）

第 2 条 当社の最初の事業年度は、第 5 2 条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成 2 3 年 3 月 2 0 日までとする。

（報酬等）

第 3 条 当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、年額 2 0 0 百万円以内とし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は、年額 3 0 百万円以内とする。

（最初の取締役の任期）

第 4 条 当社の最初の取締役の任期は、第 2 4 条の規定にかかわらず、当社の最初の定時株主総会終結の時までとする。

（附則の削除）

第 5 条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	インターライフホールディングス株 (完全親会社)	(株)日商インターライフ (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 本株式移転に伴い、株式会社日商インターライフの普通株式1株に対して新たに設立する当社の普通株式1株を割当交付いたします。

2．株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の根拠

本株式移転におきましては、株式会社日商インターライフ単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであります。その中で、株式移転時の株式会社日商インターライフ株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する株式会社日商インターライフの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

(2) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

買取請求権の行使の方法について

株式会社日商インターライフの株主が、その有する株式会社日商インターライフの普通株式につき、株式会社日商インターライフに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年6月11日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社日商インターライフに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社日商インターライフが会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成22年6月11日開催予定の株式会社日商インターライフの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、議決権の行使を委任したい場合には、平成22年6月11日開催予定の株式会社日商インターライフの定時株主総会において本株式移転に関する議案が採決される直前まで、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主に委任することができます。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の前日の株式会社日商インターライフの最終の株主名簿に記録された株主に割当てられます。株主は、自己の株式会社日商インターライフの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要ならびに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画並びに会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類を、株式会社日商インターライフの本店において平成22年5月27日より備え置くこととされております。

株式移転計画は、平成22年4月20日開催の株式会社日商インターライフの取締役会において決定し、その一部変更を平成22年4月21日開催の同社取締役会において決定されたものであり、その内容は「3 組織再編成(公開買付け)に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

これらの書類は、株式会社日商インターライフの営業時間内に株式会社日商インターライフの本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成22年4月20日 株式移転計画取締役会決議
平成22年6月11日(予定) 株式移転計画承認時株主総会
平成22年9月30日(予定) 株式会社日商インターライフ上場廃止予定日
平成22年10月5日(予定) 当社設立登記日(効力発生日)
平成22年10月5日(予定) 当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

株式会社日商インターライフの株主が、その有する株式会社日商インターライフの普通株式につき、株式会社日商インターライフに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年6月11日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社日商インターライフに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社日商インターライフが会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら株式会社日商インターライフの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられますが、当社の主要な経営指標としては、会計監査人の監査証明を受けているものではありません。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高 (千円)	-	-	-	8,761,707	8,136,271
経常損益(は損失) (千円)	-	-	-	305,350	150,583
当期純損益(は損失) (千円)	-	-	-	1,008,699	184,185
純資産額 (千円)	-	-	-	2,719,143	2,534,479
総資産額 (千円)	-	-	-	4,707,579	4,145,705
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	181.09	168.80
1株当たり当期純損益(は損失) (円)	-	-	-	67.18	12.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	57.8	61.1
自己資本利益率 (%)	-	-	-	74.2	7.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	0.49	4.89
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	53,749	275,437
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	108,939	124,725
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	298,455	201,566
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	1,514,646	912,917
従業員数 (人)	-	-	-	140	150
(外、臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(32)	(365)

(注) 1. 第36期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第37期については、会計監査人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載であります。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成22年4月20日 株式会社日商インターライフの取締役会において、株式会社日商インターライフの単独株式移転による持株会社「インターライフホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成22年6月11日 株式会社日商インターライフの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社日商インターライフがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成22年10月5日 株式会社日商インターライフが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を株式会社大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場(予定)

なお、株式会社日商インターライフの沿革につきましては、株式会社日商インターライフの有価証券報告書をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフ及びその関連会社で構成される当社グループの最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。(平成22年3月20日現在)

当社グループは、当社（株式会社日商インターライフ）と連結子会社2社（株式会社エヌ・アイ・エル・テレコムおよびファシリティーマネジメント株式会社）によって構成されており、感動と喜び溢れる快適空間の提供を目的とした「ディスプレイ、商業施設、文化施設、建築等の企画・設計・監理及び施工」を主な事業としております。

内装工事事業におきましては、店装業者及びディスプレイ業者等のお客様ヘインテリア制作業務・不燃下地制作業務・その他制作業務（フローリング工事・OA用床上げ工事）等を提供する専門工事業務と、お客様の多彩なニーズにお応えするために一括受注し、総合的に業務を提供する総合工事業務を行っております。

当社の子会社である株式会社エヌ・アイ・エル・テレコムは、携帯電話販売を主とする情報通信事業を展開しております。ファシリティーマネジメント株式会社は、アミューズメント施設などの店舗の清掃・メンテナンス事業を展開しております。

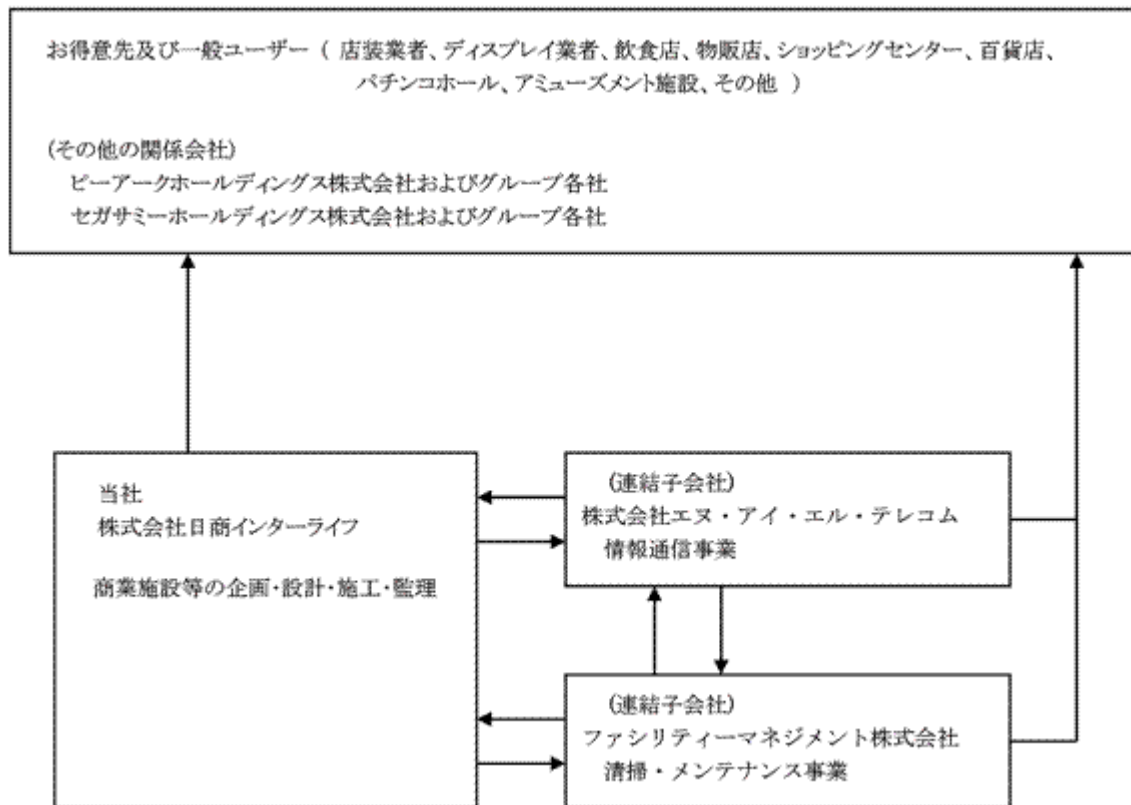
また、当社の「その他の関係会社」は、主要株主である筆頭株主ピーアークホールディングス株式会社と第2位の主要株主セガサミーホールディングス株式会社であり、当社グループは、両社企業グループとの連携を図り、企業価値の向上に努めております。

ピーアークホールディングス株式会社は、「エンターテインメントパチンコ P A R Kを展開、運営する企業グループの経営指導及び管理をする持ち株会社」として「感動創造カンパニー」を目指しております。

セガサミーホールディングス株式会社は「総合エンタテインメント企業グループの持株会社として、グループの経営管理及びそれに付帯する業務」を主な事業内容とし「世界的な総合エンタテインメント企業」としてプレゼンス確立を目指しております。

当社グループは、エンタテインメント分野の工事受注において、両社企業グループと協力体制を保ち、事業を展開する方針であります。

事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成(公開買付け)の目的等 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの平成22年3月20日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	平成22年3月20日現在	
	従業員数(人)	
内装工事業	63	(5)
情報通信事業	52	(21)
清掃・メンテナンス事業	18	(338)
全社(共通)	17	(1)
合計	150	(365)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に外数で記載しております。

2. 従業員が前期末に比べ10名(333名)増加したのは、ファシリティーマネジメント株式会社を子会社化したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフ及びその関係会社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの業績等の概要については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの生産、受注及び販売の状況については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの対処すべき課題については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により株式会社日商インターライフの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における株式会社日商インターライフの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。株式会社日商インターライフの事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において株式会社日商インターライフが判断したものであります。

(1) 受注について

当社グループは、店舗内装工事の売上高比率が高く、個人消費の伸び縮みなどにより、飲食業の新規出店、設備投資が増加・減少する影響を受ける可能性があります。

(2) 経営成績について

当社グループの事業別概況において、内装工事業が売上の伸び悩みなどにより営業損失を計上しております。当社グループは、内装工事業の利益改善が最重要課題と認識しており、様々な改善施策を実施しておりますが、その進展状況により当社グループの経営成績に影響を与える場合があります。

(3) 法的規制等について

当社グループは、店舗内装の請負工事を受注する上で建設業法、建築基準法、建築士法、消防法などの建設関連の法的規制を受けております。これらの規制を遵守できなかった場合、営業停止などの制限がなされて、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 施工物件の品質・安全性及び事故について

当社グループは、施工物件・製品など、製造物の品質・安全性に十分な配慮をいたしておりますが、完工物件における瑕疵の発生、瑕疵を原因とする事故の発生、また、工事作業中における労働災害事故などが起きる可能性を否定できません。このような瑕疵、事故が発生した場合、損害賠償等により経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 保有資産の価格変動について

投資有価証券等の保有資産の時価が著しく下落した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、事業用不動産の収益性が著しく下落した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの経営上の重要な契約等については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの研究開発活動については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの設備投資等の概要については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの主要な設備の状況については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの設備の新設、除却等の計画については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書および四半期報告書をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成22年10月5日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりです。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	61,120,000
計	61,120,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,280,000	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	15,280,000	-	-

(注) 1. 株式会社日商インターライフの発行済株式総数15,280,000株(平成22年3月20日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2. 株式会社日商インターライフは、当社の株式について、株式会社大阪証券取引所(JASDAQ市場)に新規上場申請を行う予定であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年10月5日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年10月5日	15,280	15,280	2,500	2,500	-	-

(注) 株式会社日商インターライフの発行済株式総数15,280,000株(平成22年3月20日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの平成22年3月20日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成22年3月20日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	16	36	4	1	2,446	2,506	
所有株式数（単元）	-	2,879	1,159	79,005	212	489	69,053	152,797	300
所有株式数の割合（%）	-	1.88	0.76	51.70	0.14	0.32	45.19	100	

（注）自己株式264,871株は、「個人その他」に2,648単元及び「単元未満株式の状況」に71株を含めて記載しております

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの平成22年3月20日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成22年3月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 264,800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,014,900	150,149	-
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	15,280,000	-	-
総株主の議決権	-	150,149	-

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成22年10月5日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの平成22年3月20日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

平成22年3月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社日商インターライフ	東京都北区田端新町二丁目4番7号	264,800	-	264,800	1.73
計	-	264,800	-	264,800	1.73

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への長期的利益還元を重要な課題のひとつと考え、安定した配当を行うことを基本としたうえで、配当性向と企業体質の強化及び内部留保の充実を勘案して配当を決定することを基本方針とする予定であります。

当社は、年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、毎年3月20日または9月20日を基準日として剰余金の配当をすることができる旨定款に定める予定であります。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定める予定であります。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

内部留保による資金につきましては、今後の事業発展を推進するための研究・開発・人材育成及び財務体質の改善、その他の資金需要を賄う原資として活用してまいります。

4【株価の推移】

当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの株価の推移は以下のとおりです。

（１）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	687	460	218	176	109
最低(円)	398	171	65	28	32

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所(現大阪証券取引所JASDAQ市場)におけるものです。

（２）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	73	74	62	59	106	65
最低(円)	58	47	48	52	56	58

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所(現大阪証券取引所JASDAQ市場)におけるものです。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	-	郷野 真弘	昭和29年8月11日生	昭和57年4月 ㈱日商(現㈱日商インターライフ)入社 平成7年5月 同社取締役 平成11年2月 同社常務取締役 平成14年2月 同社常務取締役人事推進本部長兼総務部長 平成15年5月 同社常務取締役人事推進本部長兼人事部長 平成17年5月 同社常務取締役事業統括副本部長兼第二事業部長 平成17年6月 同社取締役事業統括副本部長兼第二事業部長 平成18年3月 同社取締役事業統括副本部長兼専業事業部長 平成19年3月 同社取締役専業事業本部長 平成20年3月 同社代表取締役社長(現任) 平成21年2月 ㈱エヌ・アイ・エル・テレコム代表取締役社長(現任)	(注)2	36.4
常務取締役	-	山中 茂	昭和29年1月3日生	平成元年12月 辰巳商事㈱(現ピーアークホールディングス㈱)入社 平成11年4月 同社執行役員第1カンパニー長 平成13年2月 同社経営戦略セクション担当執行役員 平成15年5月 銀座ピーズ㈱監査役 平成16年5月 アーク・フロント㈱取締役 平成16年10月 ㈱ピーアーク足立取締役 平成18年3月 ピーズメンテナンス㈱取締役 平成18年4月 ピーアークホールディングス㈱総合企画部事業開発室担当執行役員 平成20年4月 同社社長室長 平成20年6月 ㈱日商インターライフ常務取締役コーポレート本部長 平成21年2月 ㈱エヌ・アイ・エル・テレコム常務取締役(現任) 平成21年4月 ファシリティーマネジメント㈱代表取締役社長(現任) 平成22年4月 ㈱日商インターライフ常務取締役(現任) 平成22年4月 ディーナネットワーク㈱取締役(現任)	(注)2	-
取締役	-	菅又 滋	昭和20年9月23日生	昭和45年4月 大成建設㈱入社 昭和51年3月 PP大成インドネシア建設 工事主任 昭和55年4月 大成建設㈱大阪支店工事係長 昭和59年5月 同社東京支店作業所副所長 昭和63年3月 同社東京支店作業所長 平成7年10月 同社建築営業本部営業部長 平成9年7月 同社建築営業本部統括営業部長 平成17年5月 大成サービス㈱常務取締役東京支店長 平成19年6月 同社専務取締役管理事業本部長 平成21年6月 同社顧問(現任)	(注)2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役相談役	-	武田 宣夫	昭和16年4月1日生	昭和40年9月 ㈱丹青社入社 昭和57年6月 同社取締役第3営業センター リーダー 平成2年4月 同社常務取締役第1事業本部長 平成10年4月 同社常務取締役制作本部長 平成11年4月 同社専務取締役 平成14年4月 ㈱丹青インテグレイテッドデザ インスタジオ代表取締役C.E. O. 平成18年6月 ㈱丹青社顧問 平成19年4月 ㈱日商インターライフ執行役員 事業統括本部長兼総合事業本 部長 平成19年6月 同社代表取締役副社長兼事業統 括本部長 平成20年3月 同社取締役相談役（現任） 平成21年2月 ㈱エヌ・アイ・エル・テレコム 取締役（現任）	(注) 2	19.0
取締役	-	川連 秀彦	昭和39年9月12日生	昭和62年4月 ㈱西武百貨店入社 平成3年4月 ㈱初穂グループ入社 平成9年3月 ダン・デザイン企画㈱入社 平成12年3月 ㈱アゴラデザイン設立 代表取締 役社長 平成17年2月 ㈱サミーデザイン取締役 平成17年4月 ㈱アゴラデザインは㈱サミーデ ザインと合併し解散 平成17年4月 ㈱サミーデザイン代表取締役社 長（現任） 平成19年6月 ㈱日商インターライフ取締役 （現任） 平成20年4月 ㈱レシビ代表取締役社長 平成21年2月 ㈱エヌ・アイ・エル・テレコム 取締役（現任）	(注) 2	-
常勤監査役	-	中沼 和平	昭和29年8月7日生	平成元年11月 辰巳商事㈱（現ビーアークホー ルディングス㈱）入社 経理部 部長代理 平成6年4月 同社経理部副部長 平成12年10月 ㈱辰巳 取締役 平成16年6月 アーク・シェアード㈱取締役 平成21年4月 ファシリティアーマネジメント㈱ 監査役（現任） 平成21年6月 ㈱日商インターライフ常勤監査 役（現任） 平成21年6月 ㈱エヌ・アイ・エル・テレコム 監査役（現任） 平成22年4月 ディーナネットワーク㈱監査役 （現任）	(注) 3	-
監査役	-	池田 哲司	昭和26年4月7日生	平成6年9月 ㈱みずほ銀行岐阜支店長 平成9年4月 同行審査部審査役 平成12年3月 日本マクドナルド㈱財務部長 平成16年7月 同社経理部長 平成18年1月 セガサミーホールディングス㈱ 執行役員管理本部副本部長兼財 務部長 平成18年6月 ㈱日商インターライフ監査役 （現任） 平成19年8月 セガサミーホールディングス㈱ 執行役員コーポレートガバナン ス委員会担当 平成20年5月 セガサミーゴルフエンタテイン メント㈱代表取締役社長（現 任） 平成20年6月 セガサミーホールディングス㈱ 執行役員グループ内部統制・ CSR推進室長兼内部監査室長 （現任）	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	-	江原 均	昭和7年8月19日生	昭和26年4月 国税庁入庁 昭和61年7月 国税庁長官官房次席 国税庁監察官 昭和63年7月 浅草税務署長 平成元年7月 東京国税局総務部次長 平成2年7月 東京国税局調査第三部長 平成3年8月 税理士登録 平成3年8月 江原均税理士事務所開所 所長(現任) 平成8年1月 ㈱ドン・キホーテ監査役 平成8年6月 ピーアーク㈱監査役(現ピーアークホールディングス㈱) 平成20年6月 ㈱日商インターライフ監査役(現任)	(注)3	-
計						55.4

(注)1. 常勤監査役中沼和平、監査役池田哲司、江原 均の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、当社設立の日から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、当社設立の日から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選出する予定であります。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

(氏名)	(生年月日)	(略歴)	(所有株式数)
加藤 雅也	昭和40年2月6日生	昭和62年4月 辰巳商事(現ピーアークホールディングス(株))入社 平成2年10月 同社ピーアークジョイタイム店店長 平成3年10月 同社ピーアーク谷中店店長 平成5年3月 同社マーケティング室長 平成7年4月 同社営業企画部長 平成11年4月 同社情報企画部長 平成15年2月 同社執行役員経営戦略セクション 平成18年4月 同社執行役員総合企画部長 平成21年10月 同社社長室長 平成22年4月 同社執行役員経営企画部長(現任)	- 千株

5. 所有株式数は、株式会社日商インターライフの株式数であるとともに割当予定の当社株式数であります。

6. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最重要課題として位置付けており、取締役の選任、報酬の決定、経営の監視を含む経営の諸問題に対し、法令を遵守し、また「企業経営の効率性の向上、健全性の確保、透明性の向上」というコーポレート・ガバナンス基本方針のもと取り組んでまいります。

社内の内部統制機能の充実を目指し、内部統制システムやリスク管理体制の見直しと強化を図ってまいりたいと存じます。

1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の基本説明

当社は、監査役会制度を採用予定であり、監査役3名全員が社外監査役であります。また、監査役は取締役会に出席し、助言・指摘事項の表明を行い経営の監視を行う予定であります。

毎月1回定例取締役会を開催し、業績・財政状態などの報告と経営の重要事項を決定する予定であります。また、経営責任の明確化の為に取締役の任期は1年にする予定であります。

毎月1回、部長以上で構成される定例経営会議を開催し、予算と実績の報告、重要な決裁事項に係る審議等を行う予定であります。

当社は、執行役員制度を取り入れ、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営のスピード化と効率化を図ってまいります。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、内部監査室（1名）を設置し、業務の活動と制度を公正に評価・指摘・指導する内部監査を実施して、監査結果を社長及び監査役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保する予定であります。

監査役監査は、監査役3名で実施し、取締役会等に常時出席し、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制をとる予定であります。

会計監査人である、仰星監査法人からは、期末・期中監査において、監査手法の相談、「コーポレート・ガバナンス」「コンプライアンス」の意識向上に向けたアドバイス等を受け、監査役、内部監査室と連携して三様監査の実効性を高める予定であります。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行する予定の公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

（業務を執行した公認会計士の氏名） （所属する監査法人） （継続監査年数）

業務執行社員	北本 幸仁	仰星監査法人	-
業務執行社員	原 伸夫	仰星監査法人	-

（注）継続監査年数については、全員7年以内の為、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者は、監査法人の選定基準に基づき決定され、公認会計士5名及び会計士補等6名の補助者で構成されております。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役ににつきましては、適切な人材を招聘するに至っておらず、現在のところ選任しておりません。

社外監査役3名は、当社株式を保有しておらず、その近親者並びにそれらが関係する会社等も含め、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

2. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制としては、重要な契約や適法性に関する事項、個人情報保護法の遵守などの管理は顧問弁護士等の指導を受けながら、人事総務部を主管として実施する予定であります。また、会社の基本方針、行動指針を制定し、法令遵守と安全意識の徹底を推進してまいります。

各部門の責任者が出席し、業績と経営の方針、予想される事業等のリスク、コンプライアンスについて議論と検討を行う経営会議を毎月1回開催する予定であります。

3. 役員報酬の内容

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内とし、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内とする予定であります。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定める予定であります。本届出書提出日現在において会計監査人と締結する個別の責任限定契約を締結する予定はありません。

5. 取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨定款に定める予定であります。

6. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定であります。

7. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定める予定であります。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

8. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

9. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定める予定であります。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフのコーポレート・ガバナンスの状況等については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書をご参照ください。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

該当事項はありません。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの監査報酬の内容等については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書をご参照ください。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの経理の状況については、株式会社日商インターライフの有価証券報告書をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下の通りとなる予定です。

事業年度	3月21日から3月20日まで
定時株主総会	決算後3か月以内
基準日	3月20日
剰余金の配当の基準日	3月20日 9月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL 未定であります。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、剰余金の配当を受ける権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第36期(自平成20年3月21日 至平成21年3月20日)

平成21年6月12日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第37期第1四半期(自平成21年3月21日 至平成21年6月20日)

平成21年7月31日関東財務局長に提出

事業年度第37期第2四半期(自平成21年6月21日 至平成21年9月20日)

平成21年11月2日関東財務局長に提出

事業年度第37期第3四半期(自平成21年9月21日 至平成21年12月20日)

平成22年2月2日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成22年5月26日)までに以下の臨時報告書を提出しており
ます。

平成22年4月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転)の規定に基づく臨時報告書

【訂正報告書】

平成22年5月7日関東財務局長に提出

平成22年4月23日に提出した臨時報告書の訂正報告書

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社日商インターライフ本店(東京都北区田端新町二丁目4番7号)

株式会社大阪証券取引所(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社日商インターライフの平成22年3月20日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成22年3月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
ピーアークホールディングス株式会社	東京都中央区銀座6丁目13番16号	4,700.0	30.76
セガサミーホールディングス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号	3,014.4	19.73
天井 次夫	東京都荒川区	959.1	6.28
日商インターライフ取引先持株会	東京都北区田端新町2丁目4番7号	603.4	3.95
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	279.0	1.83
市岡 悦子	大阪府柏原市	128.1	0.84
斉藤 彰則	東京都江戸川区	123.6	0.81
日商インターライフ社員持株会	東京都北区田端新町2丁目4番7号	119.5	0.78
天井 全兄	東京都荒川区	117.5	0.77
湯浅 勝秀	埼玉県越谷市	63.0	0.41
計		10,107.6	66.15

(注) 上記の他、当社保有の自己株式が264,871株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.7%)あります。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成22年10月5日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成22年10月5日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。